



平成 23 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘  
(コード番号 8945 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀  
(TEL. 03 - 5229 - 8700 )

### 従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 1 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社執行役員・従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 23 年 9 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社は経営参画意識及び業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的に、当社執行役員及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の割当対象者及びその数

- (1)割当対象者：当社の執行役員 2 名、従業員 250 名
- (2)その総数：252 名（上限）

#### 3. 新株予約権の発行要項

##### (1)新株予約権の総数

400 個を上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式は 100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

##### (2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 40,000 株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

##### (3)新株予約権と引き換えに払込む金額

金額の払込みを要しないものとする。

##### (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される 1 株あたりの払込み金額に(1)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株あたりの払込み行使価額は、新株予約権を発行する日の属する前月（取引の成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均（1 円未満の

端数は切り上げる。)とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (5) 権利行使期間

平成24年5月16日から平成26年5月15日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は、当該株価が行使価額の1.5倍以上にならなければ行使できない。

②本新株予約権者は、当社の執行役員または従業員の地位（以下、「権利行使資格」という。）にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。

③本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。

④本新株予約権は、当社の株価のここ数年の安値の近似値でもある500円を下回った場合、本新株予約権者の新株予約権は消滅し、会社が当該新株予約権を引き取ることとする。

⑤本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

（ア）本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

（イ）本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合

（ウ）本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

⑥その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記の定める行使条件に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以上